#### 内関府(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

内阁付(医	目係肘省	における予算	偏成過程での程	食討を求める提案)						
管理番号 🕟	提案	分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁 団体名		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
	に対する		総合特区推進調整費の支援期間の延長	の認定から5年以内」に限られているが、計画変更に伴い目標期間が延長された特区においても引き続き、調整費を活用できるよ	【支障事例等】 平成24年に認定を受けた「アジアNo. 1航空宇宙産業クラスター形成特区」計画は、教値目標の目標年(平成27年)を迎えたため本年3月の計画変更により、新たな目標年度を「平成32年度」とする数値目標を設定した。 一方、総合特区推進調整費による支援期間は「総合特区推進調整費の債途等に関する基準について」(平成23年8月23日府地活第126号)により、「最初の総合特区計画の認定から5年以内」に限られており、本特区では、最初の計画認定から5年を経過した平成29年3月9日以降は調整費の活用ができない。【制度改正の必要性】本特区は、平成25年度に販路開拓事業に特区調整推進費を活用した実績がある。今後も活用の可能性があり得ることから、今回の計画変更に伴う目標期間の延長に合わせ、調整費の支援期間の延長を求めるものである。【平成25年度の調整費の活用について】調整費を活用することにより、支援機能調査、試験設備の基準仕様取りまとめ、海外販路開拓チャンスの創出に機動的に取り掛かることができたもの。		「総合特区推進調整費の使途等に関する基準について近平成23 年8月23日府地活第 126号)	内閣府    愛知県、岐阜県、三重県、長野県、静岡県	浜市、川崎	支障事例  ○「つくば国際戦略総合特区」においても、数値目標の目標年度が平成28年度であるため、本年9月、目標年度を延長するための計画変更申請を予定しているが、一方で、現状では調整費の活用可能期間は平成29年3月9日まであるため、計画変更可認定されても、調整費の活用は継続できないという支障がある。 本特区は、毎年度1件以上の新規プロジェクト制出を目標としており、調整費の支援期間の延長を求める。 本特区は、毎年度1件以上の新規プロジェクト制出を目標としており、調出間はないプロジェクトや、今後割割をの活用を継続があることか、調整費の支援期間の延長を求める。 ○本県は他県と中成22年に「東九州メデイカルバレー構想」を実定した。本権想計画について平成24年に「東北州メデイカルバレー構想」を実定した。本権想計画について平成24年に「東北州メデカルバレー構想」を実定した。本権制計画について平成24年に「東北州メデカルバレー構想」を実定した。本権制計画について平成24年に対象記定を受けたが、数値目標の目標年(平成 28年と迎えるため、現在、両県にて計画変更による機様認定申請を検討中である。 医療機器研究開発支援事業に特区調整推進費を活用した実績があり、今後も支援が必要な事業があり得ることから、調整費の支援期間の延長を求めるものである。 〇アジアが 16、1新空宇宙産業プラスター形成特区と同様、京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区及びさがみロボット産業特区では、平成24~26年度の間に総合特区性基調整費を活用した実績があり、拠点施設の整備や医療機器開発や生活支援のボットの実施制の経過を持ており、期間に連移している。総合特区性基調整費の活用に関いては、早成30年6月28日に関いては一様の対象では、最初の計画認定から6年が経過する平成29年3月6日又は平成30年6月28日以降は調整費の活用ができないという支障があり、今後を15月回のである。※京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区の計画期間は、平成28年度末であり、本年度中の認定申請を検討中、※さがみロボット産業特区の計画期間は、平成28年度末であり、本年度中の認定申請を検討中が、またが、今後継続の認定申請を行う可能性がある。
37 B 地方(規制緩和		消防・防災・安全	和(住宅応急修理に おける年齢・所得要件	急修理について、所得制限や年 齢要件を廃止する。また、現在 の基準額では1回の修理で全て 完了しないため、基準額の増額 と、修理対象範囲を、6畳を超え	被害判定や所得が同じであっても、半壊の場合は、世帯主の年齢が1歳違うだけで対象にならない世帯がある。また、応急修理の範囲は、日常生活に必要な最小限度の部分(屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管、トイ・等に限られている。長岡市の中山間地域では都市部に比べて日本家屋の特徴である和室の数が多いため、日常生活に必要な部分として畳の張替を求める声が多く、修理の実態と制度が合っていない。日常生活に必要な修理であるため、規制緩和(基準額の拡大や対象範囲の拡大)をお願いしたい。	ため、不公平感が無くなり、申請事務等の効率化が図られる。	災害教助法第4条第1 項第6号 災害教助法施行令第3 条 災害教助法による教助の程度、方法費分 動間並びに実費分 の基準(内閣府告示第 228号)		い変い。本語のでは、いまでは、いまでは、いまでは、いまでは、では、では、いまでは、では、いまでは、いま	
38 B 地方に規制緩和		消防·防災·安全	被災者生活再建支援法の改善	被災者生活再建支援金について、全壊、大規模半壊などの区分でなく、損傷割合が上がるにつれて、支援額が緩やかに高く	災害に係る住家の被害認定において、住家の損傷割合が1%低いだけで、下のランクに被害判定されると、支援金の額に大きな差がある。被害判定の結果に不満を持ち、再調査を依頼する被災者が殺到し、職員は窓口対応や、再調査の対応に追われることとなる。なお中数地震の際は、長岡市は66485件の調査を実施したが、約6,000件について再調査を実施した。再調査のピーク時は、1日当たり30人の職員が調査に従事した。	支援金の額が緩やかに上がることによって、被害程度による不公平感が緩和されることで、再調査の依頼の減少につながり、受付事務等の効率化が図られる。		内閣府	小山市、上越野東市、安媛県	の負担は軽減されるべきと考える。 〇住家の被害認定における一次調査(浸水深による判定)では、床上浸水(1m以上)が大規模半壊で、床上浸水(1m
72 B 地方1規制緩和	に対する ロ	産業振興	定めた、事業の推進 を図るため、総合特区	の認定から5年以内」に限られているが、計画変更に伴い目標期間が延長された特区においても	【支障事例等】  平成24年に認定を受けた「アジアNo. 1航空宇宙産業クラスター形成特区」計画は、数値目標の目標年(平成27年)を迎えたため本年3月の計画変更により、新たな目標年度を「平成22年度」とする数値目標を設定した。  一方、総合特区推進調整費による支援期間は「総合特区推進調整費の使途等に関する基準について」(平成23年8月23日府地活第126号)により、「最初の総合特区計画の認定から5年以内」に限られており、本特区では、最初の計画認定から5年を経過した平成29年3月9日以降は調整費の活用ができない。 【制度改正の必要性】 本特区は、平成25年度に販路開拓事業に特区調整推進費を活用した実績がある。今後も活用の可能性があり得ることから、今回の計画変更に伴う目標期間の延長に合わせ、調整費の支援期間の延長を求めるものである。(平成25年度の調整費の活用について)調整費を活用することにより、支援機能調査、試験設備の基準仕様取りまとめ、海外販路開拓チャンスの創出に機動的に取り掛かることができたもの。			内閣府 静岡県、愛 知県、主 県、長野県	浜市、川崎	○「つくば国際戦略総合特区」においても、数値目標の目標年度が平成28年度であるため、本年9月、目標年度を延長するための計画変更申請を予定しているが、一方で、現状では調整費の活用可能期間は平成29年3月9日までであるため、計画変更が認定されても、調整費の活用は継続できないという支障がある。本特区は、毎年度1件以上の新規プロジェクト制出と目標としており、創出間もないフロジェクトや、今後創出される新たなプロジェクトにおいて、今後も調整費の活用可能性があることから、調整費の支援期間の延長を求める。〇本県は他県と平成22年に「東九州メディカル・バレー構想」を策定した。本構想計画について平成24年に特区認定を受けたが、数値目標の目標年(平成 28年)を建立るため、現在、商県にて計画変更にる後継続記申報行を認定を受けたが、数値目標の目標年(平成 28年)を建立るため、現在、商県にて計画変更にる後継続記申報信を認定を受けたが、数値目標の目標年(平成 28年)を建立るため、現在、商県にて計画変更にる後継続記申報信を検討中である。区様機器研究開発支援事業に特区調整推進度を活用した実績があり、今後も支援が必要な事業があり得ることから、調整費の支援期間の延長を求めるものである。○アジアNo. 1航空宇宙産業フスター形成特区と同様、京浜臨海部フイフイノベーション国際戦略総合特区及びさがみロボットの実用化など、さまざまな取組を進めており、頭頭に進地している。総合特区生建調整費とも支援中のよりによる支援期間には総合有では、最初の計画認定から5年が経過する平成29年2月日の日に限られている。本県における両特区では、最初の計画認定から5年が経過する平成29年2月1日、日本では、最初の計画記をから5年が経過する平成29年2月1日、日本では、最初の計画記をから5年が経過する平成29年2月1日、日本では、最初の計画規間は、平成29年度末であり、本年度中の認定申請を検討中。※さがみロボット産業特区の計画規間は、平成29年度末であり、本年度中の認定申請を検討中。※さがみロボット産業特区の計画規間は、平成29年度までであるが、今後継続の認定申請を行う可能性がある。※京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区の計画規間は、平成29年度末であり、本年度中の認定申請を検討中。※さがみロボットを開発している。※京浜臨海部フイフイノベーション国際戦略総合特区の計画規間は、平成29年度末であり、本年度中の認定申請を検討中、※さがみロボットを開始に対しまればいませんである。※京浜臨海部フィイバーション国際戦略を持ちの計画規間は、平成29年度までであるが、今後継続の認定申請を行う可能性がある。※さかみロボットを記述さればいまればいませんでは、2000年1日に対しまればいませんでは、2000年1日に対しませんでありませんである。2000年1日に対しまればいませんでありま

A	提到	案区分	15								<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
管理 番号	区分	分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名		
	3 地方に対する 見制緩和	その他		援期間の延長】 総合特別区域計画に定めた、 事業の推進を図るため、総合特 区推進調整費の支援期間(当該	関西イノベーション国際戦略総合特区では、ライフサイエンス分野や新エネルギー分野への集中投資により、世界に向けた新たなイノベーションを生み出していてことしている。これまで、各府省の予算はもとより、当該調整費により、BNCT治療システムの開発や異分野の研究者による医療技術開発拠点の整備を行うなど、さまざまな取組みを進めてきており、順調に進捗している(内閣府総合特別区域推進本部評価・調査検討会の平成26年度評価 4.1/5)。これらの分野で世界をリードしていくためには長期的・継続的な事業推進が必要不可欠であり、平成29年度以降もけいはんな学研都市におけるスマートモビリティを活用した新たな実証事業などを展開していく予定である。しかしながら、当該調整費は支援期間が「最初の総合特区計画の認定から5年以内」に限られているため、今後、総合特区計画更新等の手続きを行い、新計画の認定を受けたとしても、その時点で最初の計画認定から5年を経過することから、調整費が活用出来ない。(関西イノベーション国際戦略総合特区の最初の認定日:平成24年3月9日)	援期間を延長することにより、特区事業への重点的・機動的支援が可能となる。 特に関西が強みを有する医療・医薬、バッテリー・エネルギー分野に関し、総	条及び第35条、同法 附則第2条 ・総合特区推進調整費	内閣府	京賀府県県県県東市市域連都県兵和鳥徳京大関合大庫歌取島都阪広公遊阪山		
	3 地方に対する 見制緩和	消防·防災·安全		村の被災者は支援金の対象とならないことから、一連の災害であ	【現状の制度】 被災者生活再建支援制度については、被災自治体内の建物被害世帯数を基準に適用されることになっており、同一あるいは一連の災害による被災にも関わらず、基準に満たない市町村等の被災者は支援金の対象とならない場合がある。その場合、地方は独自制度で支援することが多いが、その場合は国から特別交付税として50%が支払われることとなる。 【支障事例・昨年度からの状況変化】 本年4月に発生した熊本地震においても、熊本県は100世帯以上が全壊したため県全域が適用されたが、大分県内では全壊が九重町の一世帯のみであり、同法が適用されていない(H28.5.17現在)。 また、平成26年8月の豪雨災害では、丹波市を中心に甚大な被害が発生し、被災者生活再建支援制度を適用したが、猪名川町や神戸市では一部損壊に止き間様の事例が発生している。 【再提案理由】 これまでの内閣府の回答は、こうした小規模の被害は地方自治体が支援すべきであるとのことだが、この制度は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、その生活の再建を支援し、もって住民の生活を設定地の速やかな復興に資することを目的としており、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用していることを踏まえると、同一の大規模災害の被害に関しては全て適用するべきである。	被災戸数に関わらず全ての被災団体が支援対象となることにより、被災者の住宅再建の負担軽減を図ることができる。	被災者生活再建支援 法第2条第2号 被災者生活再建支援 法施行令第1条		兵賀府県県、東東県、和島徳堺県、京歌取島市、遊都山	潟県、上越 市、伊豆の 国市、奈良	○長野北部地震における上越市や平成23年幸雨における柏崎市などでも同様の事例が生じている。 長野県北部地震においては、十日町市(全壊31棟/半壊193棟)及び津南町(全壊6棟/半壊47棟)は支援法が適用されたが、上越市(全壊2棟/半壊18棟)は支援法の適用とならなかった。 平成23年7月新潟・福島幸雨においては、三条市(全壊10棟/半壊400棟/床上浸水53棟)、加茂市(全壊2棟/半壊10棟/床上浸水52棟)、魚沼市(全壊2棟/半壊116棟/床上浸水52棟)、魚沼市(全壊2棟/半壊116棟/床上浸水223棟)、南魚沼市(全壊3棟/半壊14枚/床上浸水52棟)、魚沼市(全壊2棟/半壊116棟/床上浸水52棟)、魚沼市(全壊2棟/半壊16棟/床上浸水52棟)、魚沼市(全壊2棟/半壊16種/床上浸水52棟)、魚沼市(全壊3棟/半壊10種/床上浸水52棟)、外田では実場が半壊10乗のみ支援法が適用され、新潟市(床上浸水34棟)、中間では実現が大まったり、小平谷市(半壊4棟/床上浸水54棟)、小平谷市(半壊4棟/床)を入り、東京市(床上浸水33棟)、上越市(床上浸水4棟)、向賀野市(床上浸水3棟)、小下谷市(半壊4棟/床)を力にからでは、地域が10両が10両が10両が10両が10両が10両が10両が10両が10両が10両
	3 地方に対する 規制緩和	医療・福祉		する補助事業において、施設の 新設等により安価で余裕教室の 活用ができるまでの間、リース方	厚生労働省・文部科学省より示された「放課後子ども総合ブラン」において、今後の放課後児童対策における計画的施設整備のため、「学校施設を徹底活用した実施促進」が明記された。その具体的な方策として、「余裕教室の徹底活用した実施促進」が明記された。その具体的な方策として、「余裕教室の徹底活用したったの施設整備・確保が喫緊の課題となっているが、35人学級の推進、耐震工事の影響等で利用できる余裕教室が減っており、加えて限られた財源の中で施設を新設整備することは困難な状況にある。また、今後児童数が減少する見込みである小学校において、現状では余裕教室がなく、また、近隣に活用可能な公共施設がない場合、児童数が減少するまでの間、一時的に施設が必要となる場合がある。このように、余裕教室が活用できるまでの間、学校敷地内に一時的なプレハブ建設が必要な場合、リース方式による施設整備が有効であるが、リース料負担に多額の経費を要することから容易には実施できず、児童クラブ室等の整備・確保に支障を来している。	等の設置は行っていないが、今後余裕教室等の活用が見込める場合には、活用できるまでの間リース方式により児童クラブ室を整備することにより、建設費用の削減及び学校施設等の有効活用が可能となる。また、安全で安心して児童を預けることができる環境を整備することは、働き	・「子ども・子育て支援 整備交付金の交付に ついて」(平成27年府 子本第204号)・「「放課後児童健全育 成事業」の実施につい て」(平成27年雇児発 0521第8号) ・子ども・子育て支援 交付金交付要綱		指定都市市市	市、東海市。 東海市 東南 東南 東南 東南 東南 東南 東南 東南 東南 東南 東南 東南 東南	○本市では、対象児童拡大及び入所希望児童数の増加に対応するため、学校敷地内の余裕教室等を改修して事業を実施しており、施設を前設整備することは困難な状況にある。また、現状では余裕教室がなく、近隣に活用可能な公共施設がない場合。余裕教室が低保できるまでの間、一時的に施設が必要となる場合がある。そのような場合、学校教地内に一時的なプレハブ建設が必要な場合、リース方式による施設整備が有効であるが、リース料負担に多額の経費を要することから容易には実施できず、児童クラブ室等の整備・確保に支庫を表している。〇本市においても、児童故は減少している。児童クラブに入金を希望する児童は増加しているが、数年後には減少していてとが予想される。学校教室については、児童が減少しているものの、お5人学級の推進や、少人数教室を活用した授業などにより、活用できる余裕教室がない状況である。今後、一時的に学校教地内にブレハブラブラブを運営することができれば、効果的な待機児童対策が実施できることから、提案事項に共同提案団体として参画するもの。○公本市でも小学校の余裕教室を一時利用という形で放課後児童クラブの運営を行っているが、近年、児童の増加及び少人数教室の偏りを受け、余裕教室の減少に伴い放課後児童クラブの施設確保に苦慮している。そのため、今後リース方式の施設を備も供見に入れた形でほかラフラの連び上にいく必要がある。〇今谷科教室の活用と外に本市では、学校舎の建替えがある場合は児童クラブ室を含め、糸粉室がなく、学校舎の指着え下をだない場合は、クラブ室を建て上げる方針で整備を進めている。その為、条格教室がなく学校舎の耐用年教養が概ね20年以下であれば、リース方式によりラブ室の整備を行っているところであるが、リース方式による整備の場合補助対象とならない為、財政的な負担が大きくなっている。
	3 地方に対する 見制緩和	医療·福祉	連携施設に関する規	おいて、家庭的保育事業等の連携施設を確保しないことができる 経過措置(平成32年3月31日 まで)が適用される事業者に対し て行っている公定価格の減額を 廃止、または経過措置の対象か	待機児童が生じている自治体では、5年間の経過措置や、その期間に適用される公定価格の減額について、次のような支障がある。 ① 都市部で整備されている乳児から入所できる100名以下の認可保育所では、新たに入所できる3歳児定員の枠が少なく、小規模保育事業等の卒園児を受け入れることができない状態(いわゆる「3歳児の壁」の一つの要因)が生じている。こうした自治体では、認可保育所等の整備が進まない中で、平成32年3月末までに小規模保育事業者等の責任で連携施設を設けることが困難である。 ② 新規参入した事業者は、地域での繋がりが弱く、既存の保育所等を連携施設として確保することが難しい。平成32年度に経過措置が終了することを急間に、連携施設が確保できないことを理由として参入を諦める事業者もいる状況がある。 ③ 自治体によっては、連携施設を確保しないことができる期間について、公定価格の減額分を自治体が費用を持ち出し、事業者の負担を軽減して参入しやすい環境を整えているところもあるが、経過措置が終わった平成32年4月以降に、卒園児受入れの項目のみが違成できないことを理由に連携施設が非設定であるとして事業認可を取り消さざるを得ないのは、継続的な保育の提供ができないだけでなく、保護者の理解も得ることができない。 ④ 保護者が連携施設ではない保育所等への入所を希望する場合も多く、その場合は区が利用調整を行っている状況である。保育状況が継続されることが保障されていれば、卒園児受入れのための連携施設を設ける必要性が乏しい。子ども・子育て支援新聞度の一つの柱として地域型保育事業(家庭的保育事業など)を開始したが、待機児童が多い自治体では、連携施設の確保が反って事業者の参入を阻害する要因となっている。	い面積の不動産が確保しにくい状況であり、テナント物件などを活用した小規模保育所(定員19名以下)が整備できることで、全体の確保数を増やすことが	設備及び運営に関す	内閣府、厚生労働省	特別区長会	梅市、神奈 川県、横浜 市、尾張旭	○本市においても小規模保育事業所の連携施設を設定できずにいる施設があり、その要因は連携施設となる施設の入所状況が版し、優先的に小規模施設からの受入れをすることができないことである。5年間以内に改善される目途は立っておらず、改正が望ましい。〇待機児童が発生している未満児の状況を解消するため、小規模保育事業所の整備を進めているが、3歳の壁が生じる恐れが高い、当市では、小規模保育事業新介配割右に加点をすることで、どこかの園に入園できるよう調整していくが、連携施設として「箇所を固定することが難しい。本市内の保育園は、公立・私立共に定員がほぼ埋まってしまう状況であり、小規様保育事業者の主調整を依頼された場合、市としても譲整が難しい。〇行機児童が生じている本市においては、既に定員を超過している施設が多く、新たに小規模保育事業の卒園児(3歳児)を受け入れる余裕がないため、小規模保育事業者等が連携施設を設けることが観起なことが、記念のこれである。の本県においても、家庭的保育事業等の診聴放復や市・中核市を除りあるうち、連携施設が設定されているの「本県においても、家庭的保育事業等の診聴放復や市・中核市を除くあるうち、連携施設が設定されているのは集にとどまっている状況である。小規模保育施設など家庭的保育事業等は年々増加している中、現状から推察すると、表述的保存や小規模保育の定員性や新規模保育施設など家庭的保育事業等は年々増加している中、現状から推察すると、表述的保存や小規模保育の定員性や新規関ともり、連携施設の確保が配送している。の本市においても、保育所における3歳児の入所枠は、限られており、小規模保育事業者が3歳以降の受け入れたの連携施設と関する。〇本市においても、建策施設を確保することは困難な状況である。また、代替保育の提供においても、児童の受け入れている都に対している場では、大田での大田では、大田での大田では、大田での大田では、大田での大田では、大田での大田では、大田での大田では、大田での大田では、大田での大田では、大田での大田では、大田での大田では、大田での大田では、大田での大田では、大田での大田では、大田での大田では、大田では、大田での大田では、大田では、大田では、大田では、大田では、大田では、大田では、大田では、

管理	1	提案[	区分	提案事項	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
番号	÷	区分	分野	(事項名)	水の句相直の共体的内容	<b>長枠的な</b> 又降争例	(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	依拠広り寺	前及の別官・関係所省月	凹体石	団体名	支障事例
288		地方に対する 展 緩和	<b>産業振興</b>	による支援期間の延 長	域計画に定めた事業の推進を図 るため、総合特区推進調整費の 支援期間(当該総合特区にかか る最初の計画の認定から5年以 内に限る)を延長すること	これまで、各府省の予算はもとより、当該調整費により、BNCT治療システムの開発や異分野の研究者による医療技術開発拠点の整備を行うなど、さまざま	接期間を延長することにより、特区事業への重点的・機動的支援が可能となる。 特に関西が強みを有する医療・医薬、パッテリー・エネルギー分野に関し、総合特区制度を活用した、スピード感をもった支援を行うことにより、これら分野における研究開発や技術革新等に寄与。	条及び第35条、同法 附則第2条		大賀府県県県県市市域阪県、兵和島徳京大関合保、京庫歌取島都阪西台東の東京では、大関合とは、大関合とは、大関の大田の東京では、東京では、東京では、東京では、東京では、東京では、東京では、東京では、	茨族川市、京崎市、宮崎県、東川崎県	○「つくば国際戦略総合特区」においても、数値目標の目標年度が平成28年度であるため、未年9月、目標年度を延長するための計画変更申請を予定しているが、一方で、現状では調整費の活用可能期間は平成29年3月9日までであるため、計画変更が認定されても、調整費の活用は継続できないという支障がある。本特区は、毎年度(中以上の新規プロジェクト制出を目標としており、創出間にないプロジェクトや、今後創出される新たなブロジェクトにおいて、今後も調整費の活用可能性があることから、調整費の支援期間の延長を求める。〇本県は他県と平成22年に「東九州メディカルバレー構想」を策定した。本構想計画について平成24年に特区認定をつ場まは他県と平成22年に「東九州メディカルバレー構想」を策定した。本構想計画について平成24年に特区認定をの本場は他県と平成22年に「東九州メディカルバレー構想」を策定した。本構想計画について平成24年に特区認定をの場合のである。医療機器研究開発支援事業に特区調整推進費を活用した実績があり、今後も支援が必要な事業があり得ることから、調整費の支援期間の延長を求めるものである。〇関西イバーション国際戦略総合特区及びさがみロボット産業特区では、平成24~26年度の間に総合特区推進調整費を活用した実績があり、拠点施設の整備や医療機器開発や生活支援ロボットの実用化など、さきさまな取組を進立するいよい、近に進力している。総合特区推進調整費による支援期間に総合特区推進調整費の使途等に関する基準について」(平成23年8月23日 お地活・第126号)により、最初の総合特区を計画の設定から5年以内に限めれている。本程に対している。総合特区推進調整費の活力では、最初の計画認定から5年以内に限めれている。米さがみ口が日本の能性があり得ることから、調整費の支援期間の延長を求めるものである。、※京浜庭論部のブイフイグーション国際戦略総合特区の計画期間は、平成28年度末であり、本年度中の認定申請を検討中。※さがみロボット産業特区の計画期間は、平成28年度末であり、本年度中の認定申請を検討中。※さがみロボット産業特区の計画期間は、平成29年度までであるが、今後継続の認定申請を行う可能性がある。

#### 総務省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

		提案	区分									<追加井間掲案団体及び当該団体築から示された支除事例(主なもの)>
管番	里 号	区分	分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名		へ追加大回旋条団件及い当該団件等かの小された文庫季例(上はもの)ノ
		-"									団体名	支障事例
27	B規制			補助金に係る補助メ ニューの拡大	湯防防災施設整備無動金に 下記の補助ルニューを追加 ①耐震性の無い防火水槽の耐 震補強 ②河川や水路を活用した消防取 水施設の整備	(場前防災施設整需費補助金) 本県では、南部ラフ地震発生時1地震の指れを起因とする火災の発生が想定されることから、「高知県無震火災対策前針1光策定し、出火防止、延焼防止、発生した火災の延焼や助よするために、まずは消火用水の確保が重要である。発生した火災の延焼や地よ者の始ま害により、消火栓が使用できない可能性が高い、そのため、耐震性肝水槽など、消火栓以外の消防水利の整備が必要である。しかしながら、「消防防災施設整備費計場かま」には、高速性肝水槽が必要したがら、消防防災施設整備費計場かました。と、設置場所の確保が課題となり、整備が進まない。例えば、高泉中と震火災対策指針で示された重点推進地区の一つである四万十市中村地区では、地区内に34基の防火水槽があるが、そのうち耐震性防火水槽は多点がなく、各様の半点をは、水体間は多点が、高水で心を上から、水、やのうち耐震性防火水槽があるが、水のうち耐震性防火水槽は多点が、水水槽は34基しかなく、各様へでいることか。	①耐震性の無い防火水槽の耐震補強や、②河川や水路を活用した消防取水 施設の整備の補助メニューを追加することで、既存の消防施設や自然水利の 活用による経費削減(予算の有効活用)を図ることができるとともに、整備を連 く進めることができるようになり、震災時に有効な消火用水を確実に確保でき	洞防防災施役整備費 補助金交付要網	総務省	高知県	横浜県、稲東市・ 横浜県、稲東市・土生 東京市市・ 東京市市・ 東京市・ 東京市・ 東京・ 東京・ 東京・ 東京・ 東京・ 東京・ 東京・ 東京・ 東京・ 東京	○耐電性的水槽を設置するには、設置長期が高端であり、月地の荷葉が回載であることが、課題となっております。 就受の創業性を入れていまて、理想となれたが未大機能と、運動からよそ3のでから50年が結晶が、選別時に前寿者の の危険があり、防火水槽間辺に影響を及まず危険があること。老門にによる選末により、消水水の不足が予意される したが、発電から20年を発生していまった。 したが、最重から20年を発生していまった。 のの円と流器となり、また、異常により影響に正ちないと判断された場合は、撤去、改修など対応が必要となります。 このことから、防火水槽の影響化について、推動メニューの拡大が必要と考えます。 このとなった。下においては、影響に対り素質が20世所、改体料を運用開業性的大水槽が3世所の計まり9世所が設置され しかし、影響とからなが、火火発生はに活用できない。現本料を運用開業性的大水槽が3世所の計29世所が設置され しかし、影響とからなが、火火発生がは活用できない。 また、塩水塩産では、複別については、老門が化が多んでおり、再参与フ地震等大規模な地震が発生した際には、 様態人者がなる実が大機能の多では、老門が化が多んでおり、海参与フルビル・の拡大を塞いたい また、塩水塩産では、複別については、老門が化が多んでおり、海参与フルビル・の拡大を塞いたい のプリーが最終がなるが大水体の関係を表しまる。 また、塩水塩産では、複別についない。 は他、おり水水槽とかの基から は、地の水水槽とからた水水体のが、大きないでは、できない、その水水を駆いたい のプリーが最終がなるが大水体の場所を表しないでしない。 また、塩水塩産では、複別につない。 は他、おり水水槽とからた水水体の は、塩水塩炭では、複別につない。 は、塩水塩炭では、砂川水水槽のが高度があるが、 は、塩水塩炭では、砂川水水槽が多いでは、 は、塩水塩炭の水体がに、 は、塩水塩炭の水体が、 は、塩水塩炭の水体が、 は、塩水塩炭の水体が、 は、塩水塩炭の水体が、 は、塩水塩炭の水体が、 は、塩水塩炭の水体が、 は、塩水塩炭の水体が、 は、塩水塩炭の水体が、 は、塩水塩炭の水体が、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は

#### 文部科学省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

_		(//) E1C0317 0	) #FINMINALETE \	の使削を不める従来)						I	
管理番号	提3	分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省所	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
											団体名 支障事例
150	B 地方に対する 規制緩和	教育·文化	文化財産治等等の国改権制度を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を	化)	京都府では、平成24年8月、平成25年9月、平成25年9月と3年連絡の大雨、台展災害において、史勢石清水、内閣を境内、史跡の名清水、内野に関係して、 助商神神寺境内など大名な被害が全じたが、国の現代権認前に緊急にてXに股府 者者が行ったが重要値に工事にが輸出等の初期費用で、文化財水の復旧工 事のために必要な措置)については国際補助対象となるかが明確になっておら す、文化財所有者に対して入さな負担となっている。	災害復日工事に対する補助対象の明確化を行うことで所有者の負担を軽減 し、文化財建造物の防災対策を推進する。	要要代本任財建總理 要與工業費 国際補助 要 明 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東	文部科学省	京餐房,在水水水水水水水水水水水水水水水水水水水水水水水水水水水水水水水水水水水水		報手順、値 ()本稿においては、平成28年の企業収算において、中能の復期に被害が生じたが、実際の責任を基本と事物があ 川市、物間 ()な実際の名かや、発行で実際生性と必需。な際の政権保証を作ったいことは十分年名とから、美術の資金が 現実野市。 ()交流復日工事においては建議なが成が水からわらが、次化財所有者を個人に対しての発程と減らすために国籍権 現実野市。 ()文本値にある場所支援制・天然を含まって来なった。このでは、日本の主などの急勢が指揮していて ()本格にある場所支援制・天然と含まって来なった。このでは、日本の主なが実が生きた。 日本の主などの表現と使用、大変を含まって来なった。このでは、日本の主などの急勢が指揮していて ()本権、長崎 ()表現、日本の主なが、日本の主なが、日本の主なが、日本の主なが、日本の主などの急勢が指揮していて 日本の主などの表現とは、日本の主なが、日本の主なが、日本の主などの表現を行ちている。 日本の主などの表現とは、日本の主なが、日本の主は、日本の主なが成分を存在する。 日本の主などのよりに対しているまなが、日本の主なが、日本の主なが成分を存在する。 日本の主などのよりに対しているまなが、日本の主な

### 厚生労働省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

		での検討を求める提案					_	
区分	- 提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁 団体名		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
分野	(,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,						団体名	支障事例
医療・福祉					保育所等整備交付金交付要網	厚生労働省 海田町		○本市においても宗教法人が運営する謎可保育所があるが、いずれも老朽化が進んでおり、熊本県の地震の状況に 鑑み早急に改正していただきたい。 ○公立認可保育所においても財政的な支援制度がなく、市の負担が大きくなっている。また、耐震改修費のみならず、 老朽化に伴う大規模改修工事においても財政的な支援が受けられるよう措置していただきたい。 ○宗教法人立等の保育所については、円滑な耐震化の取組に支障が生じており、保育所等に通う子どもの安全と、侵 援者の安心を十分に確保できていない。 ○現時点で、耐震基準を満たしていない施設は、社会福祉法人が運営する施設のみであるが、将来的にNPO法人等 が運営する施設において、耐震化等の大規模修繕が必要となるケースが考えられる。
医療·福祉	確保基金の地域の事	管理運営要領に規定される対象	築を実現するためには、地域自らが、それぞれの地域の実情を踏まえた柔軟な	定される基金事業の対象となる5項目に合致する事業であれば認定するよう	び介護の総合的な確	厚生労働省	わ城市東奈浜県名兵き県、京川市、計区県、新東京県、中部県、山岡市、大大学、東川市、計区県、大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大	れぞれの地域の実情を踏まえた柔軟な発想による取組を進めるに当たり支障が生じているため、国が示す事業メニューはあくまで例示とし、制度の趣旨に沿かされるであれば柔軟に事業対象として認めることが必要である。 〇介謹の現場において医療との連携は必要不可欠であるが、そのためのICT導入支援については、介護分のメニューとしては対象外となっており、事業化できない。 〇本市の事業である介護人材確保に関する懇談会の設置について、国のメニュー表において実施主体が「都道府県となっていることから、地域医療介護総合確保基金の対象とならず、事業の検行に支障さきたしている。 〇特に、介護分野については、介護人村確保に特化した事業であるうえ、その事業・ニューまで固定されてしまうことで、地域の実情に応じた柔軟な対応に支障が生じることも考えられるため、制度の趣旨に沿い地域包括ケアシステム英能に資する内容であれば、事業対象として認めるべきである。
B	分野	提案事項 (事項名) ・	提案事項 (事項名)  「表療・福祉 認可保育所の耐震化にかかる補助制度の設立 宗教法人が運営する認可保育所の耐震化にかかる補助制度の設立 の設立 宗教法人が運営する認可保育所の耐震化にかかる補助制度の設立 じょう かい できまる できまる できまる できまる できまる できまる できまる できまる	## 福祉	投票事項   求める措置の具体的内容   現場を正による効果   現場を正による効果   現場を正による効果   現場を正による効果   現場を正による効果   現場を正による効果   現場を持有の耐湿化にかかる補助制度の   でかる補助制度の   の設立   おは、耐湿を移費の補助対象外とされており、入所者の安全を確保するための   指域 耐湿化を担む・一型となっている。本剤においても、新耐温基準の要件となる場所の容性を担かった場所を選集している。   本剤は、耐湿化が進んでいない。 京間線育所において前温化の必要であるが、耐湿化が進んでいない。 京間線育所において前温化の助成制度がない宗教法人等は、全額自己負担で耐湿化を行う必要がある。   地域医療介護総合   地域医療介護とれる対象となる事態の関係を表すました。   対象となる事業の対象となる事態の経過をならました。   対象となる事業の対象となる事態のとなる。   このような要素が異などに介護の関係を表するました。   は、おいました。   は	接続・福祉 世域医療介護総合 地域医療介護総合権保基金 型結基金が目的とする医療提供体制の見直しや地域包括ケアシステムの構作にたった素が、主動の変更の主動を使うした。大型による主義であれば認定するよう。 地域医療介護総合権保基金 型結基金が目的とする医療提供体制の見直しや地域包括ケアシステムの構作にたった素が、主動の変更のない。 地域日本の大きのから、 まましたという。 本部によいて、 新聞監禁をの要件となったのから 地域の関係となったのから 地域の関係となったのから 地域の関係とを行う必要がある。  地域医療介護総合権保基金 型は医療介護総合権保基金 型は医療の情報のというないで、 地域自らが、 それぞれの地域の実情を選手えた金数な 関係であるというない。 地域自らが、 それぞれの地域の実情を選手えた金数な 関係であるというない。 地域自らが、 それぞれの地域の実情に応じたま数な活用について、 地域自らか、 それぞれの地域の実情を選手えた金数な 関係であるというない。 地域医療介護総合権保基金 関係であるというない。 地域自らが、 それぞれの地域の実情に応じたま数な活用について、 またのの形成がは、 地域自らが、 それぞれの地域の実情を選手えた金数な アンステムの構作に応じたまない。 地域自らか、 それぞれの地域の実情を選手えた金数な アンステムの展示のがまた。 地域自らか、 それぞれの地域の実情に応じたま数な活用について、 またのの形象となる事業とない。 は、 地域自らか、 それぞれの地域の実情を選手えた金数な アンステムの展示のが表となる事業の対象となる場目に含数するます。 から後を実現するよう いくない は、 地域自らか、 それぞれの地域の実情を選手えた。 またのの形象となる事業の対象となる場面について、 またのの形象となる事業について、 またのの形象となる事業について、 またのの形象となる事業について、 またのの形象とない。 またいで、 またのの形象となる事業について、 またのの形象となる事業について、 またのの形象とない できままた。 またいで、 またのの形象とない できままた。 またいで、 またのの形象とない できままた。 またいで、 またのの形象とない できままた。 またいで、 またのの形象とない できままた。 またい できままた。 またい できままた。 またい できままた。 またい できまた。 またい できままた。 またい できまたい できまたい できまたい できまた。 またい できまた。 またい できまたい できまた。 またい できまたい できまた。 またい できまた。 またい できまたい できまたい できまた。 またい できまたい できまたい できまた。 またい できまたい	接来事項 東京	接張・福祉 地域医療介護総合 機能医療介護総合接限基金 当該基金が目的とする医療提供材料の発展しや地域包括ケアシステムの構成があった。 大き、不会を発展しているの様とない。 「対象となる事業メニューの限定列学はあくまで得示とし、管理運営美術に規定されるの場合を対象の体験のない。 「対象となる事業メニューの限定列学はあくまで得示とし、管理運営美術に関連しておける医療及 厚生労働者 というの では、対象を持たがあった。 「対象を表現している。 「対象を表現したいる。 「対象を表現したいる。 「対象を表現したいる。 「対象を表現したいる。 「対象を表現したいる。 「対象を表現したいる。 「対象をなる。」 「対象をなる事業があった。 「対象をなる事業があった。 「対象をなる事業があった。 「対象をなる事業があった。 「対象をなる。」 「対象をなる事業があった。 「対象をなる。」 「対象をなる。」 「対象をなる。」 「対象をなる。」 「対象をなる。」 「対象をなる。」 「対象を表現したいる。 「対象を表現したいる。 「対象を表現したいる。 「対象を表現したいる。 「対象を表現したい。 「対象を表現したいる。 「対象を表現したい。 「対象を表現したいる。 「対象を表現したいる。 「対象を表現したいる。 「対象を表現したい。 「対象を表現したい。 「対象を表現したいる。 「対象を表現したい。 「対象を表現したいる。 「対象を表現したいる。 「対象を表現したいる。 「対象を表現したいる。 「対象を表現したいる。 「対象を表現したいる。 「対象を表現したいる。 「対象を表現したいる。」 「対象を表現したいる。」 「対象を表現したいる。 「対象を表現したいる。 「対象を表現したいる。 「対象を表現したいる。 「対象を表現したいる。 「対象を表現したいる。 「対象を表現したいる。 「対象を表現したいる。 「対象を表現したいる。」 「対象を表現したいる。 「対象を表現したいる。 「対象を表現したいる。 「対象を表現したいる。 「対象を表現したいる。 「対象を表現したいる。 「対象を表現したいる。」 「対象を表現したいる。 「対象を表現したいる。」 「対象を表現

	提案区分								
管理 番号 区分	分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁 団体名		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
162 B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	地域医療介護総合確 保基金【介護】の要件 緩和	地域医療介護総合確保基金【介 護】の要件緩和	・介護分について、介護ロボット導入支援事業など、地域ごとの事業の活用実績やニーズを踏まえ、より効果的な事業実施を図るため、地域の実情に応じて、都道府県の裁量により、これ以外の事業についても弾力的に基金を活用することが可能となるよう見直しが必要である。	に活用することができる。	地域医療介護総合確保促進法	厚生労働省 京都府、滋飯賀、大庫、東県、大庫、東県、大庫、東県、大庫、東京和島、東京和島、東京、関合本の東京、東京、関合本の東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東	県、神奈川	実施を図るため、地域の実情に応じて、都道府県の裁量により、これ以外の事業についても弾力的に基金を活用することが可能となるよう見直しが必要である。 こか可能となるよう見直しが必要である。 、〇介護の現場において医療との連携は必要不可欠であるが、そのためのICT導入支援については、介護分のメニュー としては対象外となっており、事業化できない。 〇本市の事業である介護人材確保に関する懇談会の設置について、国のメニュー表において実施主体が「都道府県」
160 日 地方に対する 規制緩和	5 環境·衛生	めの「生活基盤施設 耐震化等交付金」に	基盤施設耐震化等交付金」について、水道施設の耐震診断及び	京都府内の水道施設(基幹管路・配水池)の耐震化率は、全国平均を下回っている状況であるが、重要なライフラインである上下水道施設について、下水道施設(所管:国交省)では補助対象となっている水道施設の耐震診断及び自家用発電設備の設置が、上水道施設(所管:厚労省)では補助対象となっていない。防災・減災対策の推進は急務であるが、水道事業体においては、個別水道施設に対する耐震化対策の要否の把握が進まず、その結果、水道施設耐震化計画が策定されないことが、対策遅延の要因となっている。電源確保の重要性は認識されつつも、整備費用の捻出が障害となり、対策が進んでいない。	ることで、水道施設耐震化計画の策定、自家用発電設備の整備を推進し、喫 緊の課題である防災・減災対策強化を図ることができる。		厚生労働省 京都府 兵庫則 県県、東東県、和島徳京堺市、塚市市	城県、八尾	、一切前辰化・史材の刊劇卒学となる人学な調査でめるため、他の心故を補と同様に補助対象とする必安がめると考えて
179 B 地方に対する 規制緩和	医療・福祉			保育支援者の活用による保育士の負担を軽減する「保育体制強化事業」の実施 主体は、「待機児童解消加速化プラン」に参加する市町村に限定されている。	進を図ることができる。		厚生労働省 兵庫県、洗阪川県、、教阪川県、、、教政・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	野県、浜松市、島根県	〇本県において、「待機児童解消加速化プラン」に参加する市町村は2市のみであるが、保育需要の増加に伴い、保育土確保は県全域において重要な課題となっている。実施主体を限定せずに、保育支援者を配置することができれば、保育の質の向上や保育士の就業継続及び離職防止に相当な効果が期待できる。 〇待機児童の発生していない中山間、離島地域なども保育士不足は顕著であり、「保育体制強化事業」にあるような保育以外の業務支援の人材を配置できれば、現状の保育士数でより質の高い保育を提供することができると考える。

	提到	案区分									
管理 番号	区分	分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
258	B 地方に対する 規制緩和			する補助事業において、施設の 新設等により安価で余裕教室の 活用ができるまでの間、リース方	厚生労働省・文部科学省より示された「放課後子ども総合プラン」において、今後の放課後児童対策における計画的施設整備のため、「学校施設を徹底活用した実施促進」が明記された。その具体的な方策として、「余裕教室の徹底活用等に向けた検討」が示されている。対象児童拡大及び入所希望児童数の増加に対応するための施設整備・確保が喫緊の課題となっているが、35人学級の推進、耐震工事の影響等で利用できる余裕教室が減っており、加えて限られた財源の中で施設を新設整備することは困難な状況にある。また、今後児童数が減少する見込みである小学校において、現状では余裕教室がなく、また、近隣に活用可能な公共施設がない場合、児童数が減少するまでの間、中的に施設が必要となる場合がある。このように、余裕教室が活用できるまでの間、学校敷地内に一時的なブレハブ建設が必要な場合、リース方式による施設整備が有効であるが、リース料負担に多額の発費を要することから容易には実施できず、児童クラブ室等の整備・確保に支障を来している。	等の設置は行っていないが、今後余裕教室等の活用が見込める場合には、活用できるまでの間リース方式により児童クラブ室を整備することにより、建 設費用の削減及び学校施設等の有効活用が可能となる。 また、安全で安心して児童を預けることができる環境を整備することは、働き	・「子ども・子育て支援 整備交付金の交付に ついて」(平成27年府 子本第204号) ・「「放課後児童健全育 成事業」の実施につい て」(平成27年雇児免 0521第8号) ・子ども・子育て支援 交付金交付要綱	内閣府、厚生労働省	指定都市市 長会	市、東海市、 門真市、倉 敷市、宇部	支障事例  ○本市では、対象児童拡大及び入所希望児童数の増加に対応するため、学校敷地内の余裕教童等を改修して事業を、実施しており、施設を新設整備することは困難な状況にある。また、現状では余裕教室がなく、近隣に活用可能な公共施設がない場合、余裕教室が全が確保できるまでの間、一時的に施設が必要となる場合がある。そのような場合、学校敷地内に一時的なブレハブ建設が必要な場合、リース方式による施設整備が有効であるが、リース料負担に多額の経費を要することから容易には実施できず、児童でラブ軍室の登録に重なり、日本では流がしているが、の本においても、児童数は減少している中、児童クラブ室へのとの表と希望する児童は増加しているが、教年後には減少しているとが予想される。学校教室を活用した授業などにより、活用できる条格教室がない状況である。今後、一時的に学校敷地内にブレハブをリースし、児童クラブを選定することができれば、効果的な存機児童労済が実施できることから、提業事項に共同提案団体として参画するもの。 ○本市でも小学校の余格教室を一時利用という形で放課後児童クラブの運営を行っているが、近年、児童の増加及び少人教教室の偏別を受け、条格教室の減少に伴い放課後児童クラブの連営を行っているが、近年、児童の増加及び少人教教室の偏別を受け、条格教室の減少に伴い放課後児童クラブの連営を行っているが、近年、児童の増加及び少人教教室の信用以外に本市では、学校参の減少に伴い放課後患のようが影響によっている。そのため、今後リース方式の施設整備も視野に入れた形で児童クラブの運営方針を検討している必要がある。 ○余格教室がなく学校会の前用年教授が概ね20年以下であれば、リース方式によりクラフ室の整備を後でいる。そのき、余格教室がなく、学校会の前日年教授が概ね20年以下であれば、リース方式によりプラフ室の整備を行っているところであるが、リース方式による整備の場合補助対象とならない為、財政的な負担が大きくなっている。
261	B 地方に対する 規制緩和	医療·福祉	間社会福祉施設の耐 震化の促進(保育所	子育て支援の一翼を担っている ことに違いはないことから、宗教	【現状】保育所等整備交付金の対象は、保育所等にあっては社会福祉法人、日本赤十字社、公益財団法人、公益社団法人及び学校法人、保育所機能部分にあっては社会福祉法人及び学校法人に限られているところ、実態としては、宗教法人や個人等が運営する保育所等もあり、これらについては本補助の対象外となっているため、耐震化に支障が生じている。保育所等整備交付金の対象については、児童福祉法第56条の2など関連する法令と整合を図る必要があることは認識しているが、耐震化は、新設等の新たに財産を取得する又は効用の増加する施設整備とは異なり、施設の管理運営に近い性質を持っていること、また、保育所等に通う子どものいのちを守るために緊急を要する重要な取組であることから、耐震化に限って要件緩和を求めるものである。(構成市の具体例)宗教法人立等の補助対象外の保育所等については、予算確保の観点から円滑な耐震化の取組に支障が生じており、保育所等に通う子どもの安全と、保護者の安心を十分に確保できていない。平成25年9月に民営保育園耐震化計画を策定したが、当時の民営保育園229園中、124園について耐震化が必要であった(うち、21園が宗教法人立・個人立)。建替えに伴う社会福祉法人化などにより解消している園もあるが、これが困難なところは耐震化の取組ができない状況が続いている。	保育所等に通う子どもの命を守る取組の推進	保育所等整備交付金交付要綱	厚生労働省	指定都市市 長会		○本市にも宗教法人の認可保育所があるが、いずれも老朽化しており、子どもの安全を守るためには、要件が緩和されて整備しやすい環境となることが望ましい。 ○公立認可保育所においても財政的な支援制度がなく、市の負担が大きくなっている。また、耐震改修費のみならず、それにに作う大規模な能工事においても財政的な支援が受けられるよう措置していただきたい。 ○現時点で、耐震基準を満たしていない施設は、社会福祉法人が運営する施設のみであるが、将来的にNPO法人等が運営する施設において、耐震化等の大規模修繕が必要となるケースが考えられる。
267	B 地方に対する 規制緩和	医療·福祉	連携施設に関する規 定の要件緩和	おいて、家庭的保育事業等の連携施設を確保しないことができる 経過措置(平成32年3月31日 まで)が適用される事業者に対し て行っている公定価格の減額を 廃止、または経過措置の対象か	待機児童が生じている自治体では、5年間の経過措置や、その期間に適用される公定価格の減額について、次のような支障がある。 ① 都市部で整備されている乳児から入所できる100名以下の認可保育所では、新たに入所できる3歳児定員の枠が少なく、小規模保育事業等の卒園児を受け入れることができない状態(いわゆる73歳児の壁)の一つの要因)が生じている。こうした自治体では、認可保育所等の整備が進まない中で、平成32年3月末までに小規模保育事業者等の責任で連携施設を設けることが困難である。② 新規参入した事業者は、地域での繋がいが弱く、既存の保育所等を連携施設として確保することが難しい。平成32年度に経過措置が終了することを急頭に、連携施設が確保できないことを理由として参入を諦める事業者もいる状況がある。 ③ 自治体によっては、連携施設を確保しないことができる期間について、公定価格の減額分を自治体が費用を持ち出し、事業者の負担を軽減して参入しやすい環境を整えているところもあるが、経過措置が終わった平成32年4月以降に、李園児受入れの項目のみが達成できないことを理由に連携施設が非設定であるとして事業認可を取り消さざるを得ないのは、継続的な保育の提供ができないだけでなく、保護者の理解も得ることができない。 ④ 保護者が連携施設ではない保育所等への入所を希望する場合も多く、その場合は区が利用調整を行っている状況である。保育状況が継続されることが保障されていれば、卒園児受入れのための連携施設を設ける必要性が乏しい。子ども・子育て支援新制度の一つの柱として地域型保育事業、家庭的保育事業など)を開始したが、待機児童が多い自治体では、連携施設の確保が反って事業者の参入を阻害する要因となっている。	い面積の不動産が確保しにくい状況であり、テナント物件などを活用した小規模保育所(定員19名以下)が整備できることで、全体の確保数を増やすことが	設備及び運営に関す	内閣府、厚生労働省	特別区長会	梅市、神奈 川県、横浜 市、尾張旭 市、京都市、	○本市においても小規模保育事業所の連携施設を設定できずにいる施設があり、その要因は連携施設となる施設の入所状況が厳しく、優先的に小規模施設からの受入れをすることができないことである。5年間以内に改善される目途は立っておらず、改正が望ましい。 ○待機児電が発生している未満児の状況を解消するため、小規模保育事業所の整備を進めているが、3歳の壁が生じる恐れが高い、当市では、小規模保育事業所卒園者に加点をすることで、どこかの間に入園できるよう調整していくが、連携施設として1箇所を固定することが難しい。本市内の保育園は、公立・私立共に定員がほぼ埋まってしまう状況であり、小規模保育事業者から調整を依頼された場合、市としても調整が難しい。 ○待機児童が生じている本市においては、既に定員を超過している施設が多く、新たに小規模保育事業の事業のである。20歳により状況であり、小規模保育事業者から調整を依頼された場合、市としても調整が難しい。 ○○本県においても、家庭的保育事業等68施設に設合市が、連携施設を設けることが困難となっている。 ○○本県においても、家庭的保育事業等68施設に設合市が、連携施定を設けることが困難となっている。 ○○本県においても、家庭的保育事業等68施設に設合すか、連携施設の確保が困難となっている。 ○②を明け入れる余裕がないため、小規模保育事態など。定庭的保育事業等は本々増加している中、現状から推察すると、経過措置期間中に全ての施設において連携設定がされるのは難しいと考えられる。 ○②を可保育所の3歳児の受入れ枠が少なく、家庭的保育・別規模に関うかる員受入れが難しくなりつつある。家庭的保育や小規模保育の定員増や新規開設もあり、連携施設の確保が困難となっている。連携施設に関する要件の緩和を希望する。 ○本市においても、侵害所における3歳児の入所枠は、関られており、小規模食育事業業者が3歳以降の受け入れ来は職員の派遣をする余裕が保育所にないて、連携加速の表がにより、大生の企業を確保することは困難な状況である。そのため、特機児童が生している又は保育所において遺身外の連合を経りでいて見通しが立たない現況下において、3歳児以降の受け血の設定を前提した小別規模に対して、規模の単の対況について見通しが立たない現況下において、3歳児以降の受け血の設定を前提したずかが連携に表して、規模のでは面に大物件が少において、2歳児以降の受け血の設定を前提したい規模に対して、根値の対況について見通しが立たない現況下において、3歳児以降の受け血の設定を前提したが、地域に発育所を機児童の状況について見違しが立たない現況下において、3歳児以降の受け血の設定を前提したが、地域保育事業等、地域型保育事業の開設を進めていていて見越しい状況である。認可に発育が主ととい、事実上で可能な状況である。また、は経過措置の対象から卒園児受入れ要件を除りいることを要望する。

# 農林水産省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

農	<b>沐</b> 水座:	省(関係	(府省におり	ナる予算編成過程で	での検討を求める提案)	)						
管理番号		提到	案区分 分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
30		こ対する	農業・農地	農山漁村振興交付金の補助対象の追加	散策道整備(自転車も通行出来 るように整備)を行う場合の用 地・補償費を農山漁村振興交付 金の補助対象に追加すること。	【支障事例】 河川堤防を散策道(自転車も通行出来るように整備)として拡幅するために整備 予定箇所を事業用地として買収する場合、国要領により用地補償費に農山漁村 振興交付金が交付される事業メニューが限られており、散策道整備が対象となる事業メニュー(自然環境保全・活用交流施設)では、用地補償費に交付金が充てられない。 【制度改正の必要性】 奈良県では、「田園まるごと歴史博物館構想」に基づき農山村の振興を推進して おり、その中で、農村周遊散策道整備(自転車も通行出来るように整備)を行い、「自転車等の活用」を促進することで「域外からの交流促進」を図ることとして いるが、現状ではその整備を計画的に推進することが困難となっている。本県を 訪れる自転車愛好家も増えてきており、農山村振興を図るためにも地域交流に 力を入れて取り組む必要性が高まっている。具体的な箇所としては、田原本⇔ 天理(柳本)ルート内にある西門川沿いの散策道整備があげられる。 ※当事業については、農山漁村振興交付金の当該事業メニュー以外に対応で きる国の補助は無い。	同一事業予算による行政の効率化	農山漁村振興交付金実施要綱、要領	農林水産省	奈良県	原都市	支障事例
84		Tに対する	農業・農地	日本型直接支払制度における事業実和間等の要件緩和	能(国土保全、水源涵養、景観	高齢者の多い集落では、5年間の農地維持が困難であることや、また、農地を適切に保全していたにもかかわらず事業の一部が継続できなくなった場合には事業開始年度に遡っての返還が必要なことから、取組を躊躇したり、参加をあさらめるケースが多い。	とで集落間連携が進み、また、制度の安定化により参加者の減少を食い止め	機能の発揮の促進に		11.+ 4:4	島市市上野県広原小徳県、い埼市、越県、島市野島、北島市、田県郡わ玉、滋根、山市町島、田県長賀県竹陽、香	た、事業の一部が継続できななった場合に、事業開始(認定)年度にまで遡及される返還義務を変更していただき、活動実績が確認できた年度分までは返還免除とする制度としていただきたい。 〇本市においても5年間接続することが困難であることを理由に協定締結や協定参加を断念するケースが出ている。 〇事業取組の促進を図るため、事業実施期間は一律ではなく、地域の実情により、弾力的に判断・決定できればよいと考える。 〇郷及返還を理由に取組の継続を断会する組締がある。活動業績が確認できる年度分については、返還を免除するこ

管理	1	提案区分	提案事項	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
番号	区分	分野	(事項名)	7.07 0.12 0.7 (1) 2.7 (2)	XIII.02.1711	(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	IAMAN IT Y			団体名	支障事例
85	B 地方に交 規制緩和	まする 農業・農地		目的とした多面的機能支払交付 金では、その取組(農地法面の 草刈り、水路の泥上げなど)を維	農業者の病気、高齢等により農地を維持できなくなった場合には、事業開始年度に遡っての返還が必要なことから、取組を躊躇するケースがある。一方、中山間地域等直接支払制度では農業者(家族を含む。)の死亡や病気、高齢等の理由により事業を継続できなくなった場合は返還が免除され、両交付金制度に参加する集落が多い中で、返還免除要件に違いがある。	とで集落間連携が進み、また、制度の安定化により参加者の減少を食い止めることで農地保全効果が高まり、移住者の増加や担い手の規模拡大により地	機能の発揮の促進に		山市、今治市、宇和島	玉市広原県新高牟県、島市、居知田、島市、居知田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田	○農業者の病気、高齢等により農地を維持できなくなった場合には、事業開始年度に遡っての返還が必要なことから、取組を躊躇するケースがある。一方、中山間地域等直接支払制度では農業者(客族を含む。1の死亡や病気、高齢等の理由により事業を継続できなくなった場合は返還が免除され、両安付金制度に参加する集落が多い中で、返還免除受件に違いがある。 ○本市においても、活動組織の構成員の高齢化が進む中で、病気や高齢等により活動期間中に農地を維持できなくなるケースが発生する可能性が高まってきている。活動の普及を進めていくためには要件の緩和が必要である。○農業者の病気へ高齢はついった理由から事業継続が困難になる事例が多々見受けられる。この場合においても返還が免除されないため、農家の現状から考えて返還免除のハードルは高い。 ○中山間地域等直接支払制度に取り組み、多面的機能支払制度に取り組みしていない集落に対して、新規取り組みの容免活動の際に、返還免除要件の違いにより取り組みがして協議する集落があった。 ○山間部・平野部に関わらず、農業者の病気、高齢化により農地を維持できなくならケースは発生している為、返還免除の要件については多面的・中山間ともにおいては、記事が少なく、高齢化等で数人が参加できなくなることで、活動の継続できない不安が常にあるとの意見を市町村等からいただいている。 ○当県においても、集落内で高齢化が進み、事務作業が負担となったことから、活動が実施困難となり、5年間の活動継続を充まが組織がある。中山間地域においては、大きないといて、大きないの過報性や地域のみでなく、統立法のの混乱化が応じたがいている。 ○中山間地域の過報化地域のみでなく、統立法のの混乱化がに大きについる。 ○中山間地域の過報化地域のみでなく、統立法のの際に5年間の取組に不安を抱き踏踏するケースがある。 ○母業者の病気、高齢等により農地を維持できなくなった場合には、事業開始年度に遡って交付金の返還が必要なことから、別別は迷惑をかけられないと、取組みを踏両するケースがある。このため、死亡や病気、高齢等の理由により事業を継続できなくなった場合は返還が免険なことから、別りには迷惑をかけられないと、取組みを踏両するケースがある。このため、死亡や病気、高齢等の理由により事業を継続できなくなった場合は返還が免除された地により、活動制度してきたとの事機を発している地域もあることから、返還免除要件に違いがないようにする必要がある。こかは、現行制度では、「高齢や病気に任う営農の継続が困難な場合」が免険を集件に認いがある。同様の手が分をみらい現行制度では、「高齢や病気に任う営農の継続が困難な場合」が免険を集件に認いがある。の知りは、現行制度では、「高齢や病気により強力を発力を必要がある。」の近れに対した。と述れていたいたいの表がある。これは、現代がある。これは、現代がある。これは、現代が表が表が表が表が表がある。これは、現代を表が表が表がある。これは、現代を表が表が表が表がある。これは、現代を表が表がある。これは、現代を表が表が表が表が表が表が表が表がある。これは、現代を表が表が表が表が表が表がある。これは、現代を表が表が表が表が表が表が表が表がある。これは、現代を表が表が表が表がある。これは、現代を表が表が表が表がある。これは、現代を表が表が表が表がある。これは、現代を表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が
86	日地方に交規制緩和	きると思地	中山間地域等直接支払制度における返還免除要件の緩和	た場合に集落全体に及ぶ返還 義務について、高齢者が参加し やすいよう、多面的機能支払交 を同様に、廃作部分(個人 部分)のみとし、中山間地域への	交付金の返還要件として、5年間の活動が継続できなければ一定要件以外は、「協定農用地のすべてについての交付金(集落全体の交付金)」の返還義務がある中、今年度、協定農用地面積が15ha以上又は集落連携維持加算に取り組む協定で集落戦略を策定した集落協定については返還規定の見直しが図られたが、本県の7796の協定が15ha未満(867協定中684協定)であり、集落連携・機能維持加算についても新たな人材の確保が要件となっていることから県内で取り組む協定がない状況にあり、高齢者は5年後も健康で農業を続けていけることへの不安やその際の集落(他の参加者)への負担(迷惑)になることを心配し、当初から参加をあきらめる者も多い。一方、多面的機能を支払交付金では、「当該農用地部分に交付された交付金(個人の交別の返還でよく、両交付金制度に参加する集落も多い中で、返還免除要件に違いがある。農用地を後継者の住宅や農林水産業関連施設へ転用することは認められているが、住宅以外の施設(店舗、作業舎、倉庫等)への転用は認められていないため、移住しようとする者や担い手等の就業機会の確保、経営の安定化に向けた体制整備において支障となっている。	とで集落間連携が進み、また、制度の安定化により参加者の減少を食い止めることで農地保全効果が高まり、移住者の増加や担い手の規模拡大により地	払交付金実施要領第		山市市、市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市	山市市滋島市徳田市、公養松、竹島、新田市、、賀市、島田市、・新田市、・新田市、・新田市・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	〇協定の更新の際に、今後5年間の活動ができるか不明な為、継続を断念する集落や、明確に実施可能な農地のみ協 定へ含める集落が出てきている。

	提到	案区分									
管理 番号	区分	分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
	B 地方に対する 規制緩和	農業・農地	産地パワーアップ事業について地域の特性に応じた弾力的な運用	て、地域の実情を踏まえ作物別・ 地域別や、産地の発展段階(これから産地化を目指す地区,既 に産地化されているが更なる強 化を図る地区など)に応じた成果		本県農業が様々な自然的地理的経済的な条件の中で多様な作物が生産されているという地域の実情を踏まえ作物別・地域別や 産地が発展段階(これから産地化を目指す地区、既に産地化されているが更なる強化を図る地区など)に応じた成果目標を設定できるようにすることで地域の特徴や強みを活かした	産地パワーアップ事業実施要綱・実施要領	農林水産省	宮城県	わ湯野県・島県、まり、島県、雲山・大川・大川・大川・大川・大川・大川・大川・大川・大川・大川・大川・大川・大川・	
	B 地方に対する 規制緩和		業について事業実施 主体の市町村等への 拡大	て、市町村等が主体性を持って 事業に取り組むことができるよ う、実施要綱・要領等に市町村	産地パワーアップ事業は産地の収益性向上を図るため地域一丸となった取組を後押しする事業であり、事業の主旨の周知や成果目標の設定の検討、計画の取りまとめなど地域段階での取組が要となる事業である。 しかしながら、当事業の実施主体は都道府県のみとなっており、市町村によっては、要編・要領に明記されていないことなどを理由として、消極的な関与を固持するところがあり、地域を巻き込んだ事業の推進に苦慮しているところである。 本来、「産地の育成」は、JAや市町村、県がそれぞれ蓄積している/ウハウを持ち寄り、また必要に応じて新たな情報や技術を導入しながら進めていくべきであるが、その姿にはほど遠い現状である。	域での事業推進が効率的かつ効果的に行われるようになる。	産地パワーアップ事業 実施要綱・実施要領	: 農林水産省	宮城県	神奈川県、京都府、烏崎県、沖縄県、沖縄県	○ 協議会形式は責任の所在が明確でない、事務局の機能は担当者に限られている、実効性のある活動を起こしにくいなど可開な点が多い中、当該事業において産地を取りまとめる機動性が求められる中、現実とのギャップが大きすぎる。 ○ 地域協議会で産地パワーアップ計画を立てて取組むこととなっているが、実態として地域協議会=市町村となっている。 ○ 本県では、県要綱において、市町村を位置づけているが、国要綱・要領に明記されていないことで、県要綱に位置づけることに反対する市町村もあったため、国要綱・要領でも位置づけていただきたい。 ○ 提案のとおり、産地パワーアップ事業施整綱では、事業実施主はは県となっているが、本市においては、実際に産地パワーアップ計画を策定するのは、市及び地域協議会が中心に行っている状況にある。また、近年、そのような地域協議会を事業実施主体として、行われる事業を当増加しており、人・農地ブランや各種権限委譲など、市町村の事務重は複かて傾覚な状況にある。以上のことから、産地パワーアップ事業の事業実施主体がどうあるべきかということが問題ではなく、県・市・地域協議会がそれぞれの役割を調整し、産地の育成に一丸となって取り組むことが重要であると考える。 ○ 市町村により温度差はあるが、同様の状況は本県でも見られる。地域が一体となって事業者をサポートする体勢とするためにも、市町村の位置づけを明確していただきたい。 ○ 県では、国の交付要領等で市町の位置づけがないため、助成金の交付事務については、県実施要領により原則市町に交付するとしているが、地域の実情により県が直接地域協議会等に交付できるよう定めていることから、市町を経由しない取組みが増えている。
	B 地方に対する 規制緩和	農業・農地	補助事業の一元化	業について、これまで予算措置 された事業(産地パワーアップ事 業,強い農業づくり交付金,農畜 産物輸出拡大施設整備事業等)	TPP関連対策として多数の補助事業(産地パワーアップ事業,強い農業づくり交付金,農畜産物輸出拡大施設整備事業等)が予算措置されたところであるが、これらは強い農業づくり交付金をベースに組み立てられた事業であり、対象施設や上限事業費など重複している部分が多い。それにもかかわらず、それぞれが単独の事業であるため、事業毎に県独自の実施要領や交付要綱を制定する必要があり、事業を始めるまでに相当の時間と労力を要し、著しく非効率である。	付金をベースに組み立てられた事業であり、補助対象施設や上限事業費など 実施要網・実施要領上同じ内容となっている部分も多いことから、1つの事業 に統合し、各事業をメニュー化することにより事務の効率化が図られる。	実施要綱·実施要領、		宮城県	都府、兵庫	○ 事務量が煩雑であり、類似の事業であれば統合し、地域の目標が反映される仕組みにしてほしい。 ○ 産地パワーアップ事業、強い農業うくり交付金、農畜産物輸出拡大施設整備事業はそれぞれ単独事業のため、府の実施要領、様式の制定など事務が煩雑化している。また、強い農業うくり交付金をペースとして農畜産物輸出拡大施設整備事業が仕組まれたことで、要領作成だけでなく制画承認等の事務が余計に必要となり、時間と労力を受している。 ○ 本県でも、それぞれが単独の事業となっているため、事業開始前の準備に数ヶ月を要しており、事業実施上の支障となっている。 ○ これまで、本県においても、事業の実施要領や交付要綱の制定等に労力がかかり、事業の着手までに相当の時間を要している。

		提案	区分									<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
管理番号	[2	区分	分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名		
	B 地方規制緩和	iに対する 和	農業・農地	援(青年就農給付金	農業経営主、かつ認定農業者に	【制度改正の必要性】 親元就農者が青年就農給付金(準備型)の給付を受けた場合、就農後5年以内に経営を継承しなかった場合(農業経営が法人化されている場合は農業法人の共同経営者にならない場合)は給付金の全額を返還することが求められている。 経営の継承はすべての農地等の名義変更(所有権移転)が必要となっており、また、新規学卒者等、若年層の者が親元就農する場合はその親等は現役世代が中心であるため、親元就農者の連やかな(5年以内の)経営の継承は非現実的であり、利用しづらい制度となっている。 【具体的な支障事例】 準備型の給付を受けながら農業大学校で研修を実施したかったものの、親が現役世代(40歳代)であったために、親元就農後5年以内の経営継承は困難と判断し、準備型の受給を断念した事例がある。	事業の趣旨を逸脱しない範囲で、受給者である農業者の実情に応じた対応となり、新規就農者への支援拡大が図られる。(制度利用者の増加)	新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱 (別記1)第5 1(1)オ 及び(4)イ(ウ)	農林水産省	烏西合県府県県県県 東広、大、大和広山徳京 東京建賀阪庫歌島口島市 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京	葉県、紫県、東 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	支障事例  ○ 経営の継承はすべての農地等の名義変更(所有権移転)が必要となっており、また、新規学卒者等、若年層の者が 観元就農する場合はその親等は現役世代が中心であるため、親元就農者の速やかな(5年以内の)経営の継承はま現 実的であり、利用しづらい制度となっている。農業大学校の生徒に対して、準備型の給付を推進しているが、経営の主 体が現役世代(40~50歳代前半)の親であったため、経営継承は困難と判断し、受給を断るした事例がある。 ○ 親がまだ若い場合、全ての農地の所有権移転は困難であるとして申請を断念する例がある。 ○ 新規学卒者などが親元就農する場合、その親は現役世代のため地域で中核的な農業経営者である場合が多く、親 戒蔵農後5年以内の経営継承は困難であることから、準備型の給付を受けていない事例は、北海道内においても一定 程度あるものと考える。 ○ 準備型の給付を受けながら農業大学校での履修を希望したが、親が現役世代(40歳代)であったために、親元就農 後5年以内の経営継承は困難と判断し、準備型の受給を断念した事例がある。 ○ 農大生や20歳前後の若い研修生の場合、親もまだ若く、5年以内の継承が現実的でないため、給付を断念した。 ○ 現在は、準備型の対象者である農業大学校学生の類は現役世代であるため、就農5年後に経営継承の見込みが 確実でない場合は、一部継承による独立・自営就農を推奨している。提案のとおり、親元就農者が就農後6年以内に農 地等の所有権移転をしなくとも農業経営主、かつ認定農業者になれば、給付金の返還は不要となれば、新規就農者の 支援拡大が図られる。
139	B地方規制緩和	ric対する 和	農業・農地	援(青年就農給付金			事業の趣旨を逸脱しない範囲で、受給者である農業者の実情に応じた対応となり、新規就農者への支援拡大が図られる。(制度利用者の増加)	新規就農、経営継承総合支援事業実施要綱 (別配1)第5 2(1)イ (ア)及び(4)ウ	農林水産省	西広域連 合、滋賀 県、兵庫	莱野市香媛洗県大崎県市、川県町、分県東市、川県町、分県東市、川県町、大人県東丁、大人県東丁、長島、	○ 経営開始時だけでも親族の悪地を貸借できれば、経営開始がスムーズに進むし、給付期間中に親族からの貸借面 務が経営面積の1~2未満となれば要件としては十分である。受給者数を拡大し、担い手の確保・育成を図るため、制 度改正は必要であると考える。 の当市でも、祖父名義の土地を経営されている方がおり、所有権移転が支障になることも想定されるので、要件緩和を していただきたい。 の 農家子弟の就農が多く、さらに、親の経営をそのまま継承するだけではなく、規模拡大や多角化を目指す意欲の高 い者も多数おり、支援が必要である。しかし、所有権移転の要件等により、青年就農給付金の活用は進んでいない。経 密の全部総乗を前援に所有権移転を確削していた。しかし、親族間で相談問題が発生し、所有権移転が高いなったため、給付金を全額返還した。 の 所有権移転の要件は同側度の最大のネックであり、現し新規就農相談があっても、この要件がクリアできずに給付 申請を断含することが多い、利用しやすい制度とし、新規就農の促進・継続を図るためにも、要件の緩和が必要である。 ○ 祖父母がかって農家であったが、10年以上前にリタイアしていて現在農地は管理をしているのみ(高刺は農業を継 いていない。祖父所有悪地を有効活用して就農をしようとしたが、相続対象者が多く所有権移転をもす以内に実現する ことは困難であると判断し、申請を断念せるを得なかった。施設園芸での就農かため、祖父所有地以上の農地を他人 から貸借して過半を超えることは、かえって経営を圧迫してようため、現実所有地以上の農地を他人 から貸借して過半を超えることは、加えの主と経営を圧迫してしまうため、現実所有地という事例があった ことは困難であると判断し、中間を断念せるを得なかった。施設園芸での就農後を年以内に農地を他人 から貸借した選半を超ることは、加入の、経営者(親世代)が比較的者く、後継者の就農後の年以内に農地を他人 の音が表して場合していたが、相談や勘音なの解決をしていた。給付期間中の所有権移転を 行う経営継承は容易ではない場合も多い。 ○ 相父の農地を指したと図しためいには、就農時の隘路となる初期投資リスの軽減を図るとともに、就農直後の経営 安定のための仕組みが不可欠であり、青年就農時が関心でも、青年の就農を改の晩起と就農後の定衛に有効な 拡ま日職と判断し、経営開始を計画していたが、相談を助 のままれた。自然をとしていては、青年の就農を改めの機とは就農後の定衛に有効な 拡まは日職と判断し、経営関始を計画していたが、相談を助 のまるの経営はといていている。精神経験を図るとともに、就農直径の経営 安定のよめが表れてもこの下の新規就農者は増加が表していてとしている。 の 新規就農者教の地大を図るためには、就規な企りをとしていて、ままでの の 新規就農者教の地大を図るためには、就規なのといて、事業を表のとともに、、就農直をの経営 安定のよめが表れているのを開かる。 ○ 有いまのを表する。 の 新規な農者を扱いである。 の 新規な農者を扱いである。 の 新規な農者を扱いである。 の 新規な農者がかが存むならない、 の 下有権移転を行場をいていている。 の 大理の程序はないないない、 の 大理のの経済を取り、 がはているのをといているのといていている。 の 大理のをといているのといているのは、 は、は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、
	B 規制緩和 地方採	iに対する 和	農業·農地		期間中に、所有権移転や第三者 からの貸借等により給付対象者 の経営面積の2分の1未満にな	青年就農給付金(経営開始型)の給付要件として、「親族から貸借した農地が主である場合は、給付期間中に当該農地の所有権を給付対象者に移転することを確約することとびその場合に「給付期間中に農地の所有権の移転が行われなかった場合は給付金の全額を返還する。」こととされ、給付期間中に親族から貸借した農地の全てについて所有権移転することが求められている。本事業の趣旨が「リスクを負って経営する独立・自営就農者を支援する」ことであるとしても、「親族から貸借した農地が主である場合」にその親族から貸借した農地の全てについて所有権移転を求める必要はない。現に、親族から貸借した農地が僅かな差で「主でない」場合は、親族から貸借した農地の所有権移転は求められておらず、制度上、不公平が生ずる。親元就農の場合、農地の所有権移転について相続問題が発生することが危惧され、現行制度上、全ての所有権移転を確約できずに給付申請を断念する場営合も考えられ、利用しに(い制度となっている。例えば、祖父の農地を借りて経を開始していたが、祖父の兄弟や子供等、農地の相続対象者が多く、祖父も所有権を移転することにまだ抵抗があったことから、給付期間中の所有権移転は困難と判断し、申請を断念した事例などがあった。	制度趣旨を活かしつつ、給付対象者の実情に応じた支援の拡大が図られる。(制度利用者の増加)	新規就農·経営継承総合支援事業実施要綱(別配1)第5 2(1)イ(ア)及び(4)ウ	農林水産省	合 (共同提案) 滋賀県、京	城県、島県、長崎、宮崎、東、島県、島県、島県、島県、高県、南崎、宮崎、宮崎、宮崎、宮崎、宮崎、宮崎、宮崎、宮崎、宮崎、宮崎、宮崎、田田、田田、田田、田田、田田、田田、田田、田田、田田、田田、田田、田田、田 田田 田	○ 農地は、重要な経営資源の一つであり、先祖代々継承される資産との概念は依然として根強い。また、本来、完了しているべき相様手続きが済んでいるとは限らない。そのため、経営継承を円滑に進めている段階で、関係者が多いなどにより所有権移転が落り、一部は結付期間に完了できないことが想定されるため、親元就農を推進する観点から、柔歌に対応する必要がある。 ○ 本県においても、青年就農給付金(準備型)の申請にあたり、親族から貸借した農地の所有権移転が困難なためる。 ○ 本県においても、青年就農給付金(準備型)の申請にあたり、親族から貸借した農地の所有権移転が困難なためる。 ○ 本県においても、青年就農給付金(準備型)と、救路が出れれば、より利用しやすい制度になると考えられる。 ○ 農家子弟の就農が多く、さらに、親の経営をそのまま継承するだけではなく、規模拡大や多角化を目指す意欲の高い者も多数おり、支援が必要である。しかし、所有権移転の要件等により、青年就農給付金の活用は進んでいない、経営の金部総券を前提に所有権移転が高度していたり、総計の金全金銀返退した。 ○ 相父母がかって農家であったが、10年以上前にリタイプしていて現在農地は管理をしているのみ(面親は農業を建しいていない)、組父所有産地を有効法用して就農をしようとしたが、名植物教を含め、相父所有地以上の農地を他人から貸借して過ぎる超えることは、かえって経営を圧迫してしまったの、現実的でないという事例があった。ことは困難であると判断し、申請を断念させるを得なかった。施設園芸での就農のため、祖父所有地以上の農地を他人から貸借して過ぎる超えるとしば、かえの子を持ち合いとを総対するととしている農・大学なで研修、研修修育、後の方の租母が経営する農業(イデコ)を継承する計画につまが、農地の所有権移転について、母方の兄弟と話がまとまらなかったが、寿地型の研修計画を断念した事例がある。 ○ 相父の農地を借じて経営開始を計画していたが、農地の所有権移転でついる。給付期間中の所有権移転を対し継営開始との事務を計画といまが、農地の所有権移転を分れる。とけ、財政により、日本の教養を対し継営開始との事務に基をがしたが発出をのままれ、主ない農産が教育として、設農自体経営を定めれば、おり、明内の新規就農者は増加減向にある。今後、本県では高齢農業者のリタイがで観えませるの言義に表して、飲食としていた。単立まのから農地の所有権移転を行わないと続きん。の一ち年後の情報が不適的なとは他が、おりが関中の所有権移転を行り場合が、対対、対対、対域を表である。とすない、単端により、日本を経りである。とすない、単述を経りさるとい、制度を利用する新規な農者を行わなり、単述を経りである。の一年な農給付金を営用を対してもこの下に、現まの発音である農業者の実行に応じた制度を発して、他等事を受け、対対な、対対、対対、対対、対対、対対、対対、対対、対対、対対、対対、対対、対対

	提到	案区分										
管理 番号	区分	分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
										団体名	支障事例	
157	B 地方に対する 規制緩和	農業・農地		ント及び達成すべき成果目標の ポイントについて、事業実施主 体のこれまでの先進的な取組に ついても、適正な評価が与えら	本交付金については、ポイント制が採用されており、①成果目標に対する現況値(5点満点) ②達成すべき成果目標(10点満点)をそれぞれポイント化して積み上げ、上位ポイントから地区保状される仕組みとなっている。ただし、事業実施主体が先進的な取組を行っていて、現況値が高い場合、①は高ポイントとなるものの、②はさらなる上積みが難しく低ポイントとなる仕組みとなっているため、採択順位が低くなり、交付金の内示額が少額、若しくは、内示がなかったりとなり、必要な事業推進への障害となっている。例えば、本府の主要農産物であるお茶について、現在の政策目標では、煎茶から売れる茶種(かぶせ茶やてん茶)への転換を目指している。売れる茶種を「販売戦略茶種」とし、その茶種の生産量等を増やすなどの先進的な取組について、適正な評価が与えられる仕組みにしてほしい。		強い農業づくり交付金 の配分基準について (平成17年4月1日16 生産第8451号通知)	農林水産省	京庫山県県市、東京市、東京市山県県、高京市山県県、高京市市、東京市市、東京市市、東京市市、東京市市、東京市、東京市、東京市、東京市、	潟県、愛知	○過去に現況の取り組みが進んでいるために目標値ポイントがとれず、結果的に認定されなかった地区がある。 ○公募においてポイント制は理解できるが、そもそも全国一律の土俵で優劣を判断されるのは、不利性の高い地域では、より厳しい。もし過去の保証された傾向から優位性が見えるのであれば、クラス毎で採択が決められないか検討いただきたい。 ○投案内容に同意する。全国一律の成果目標等の基準では、各地域の現状に合わず、高ポイントを得られないため事業を実施することが困難な場合がある。 ○投案のとおり、提外を受けるためには、現状値及び目標値共に高い水準が求められ、全ての地域が公平かつ適正な評価が与えられていない状況にあると思われる。 ○主要農作物の種子生産に係る施設整備において同様の支障事例がある。 ○かんきつ産地では、国の補助金を活用して設置が進められた多くの共同選果機械施設等が老朽化し、更新時期を迎えているが、高品責化や販売の高度化等の報的が進んでいる成果目標のオント積み上げが穏めて、日難であり、事業保保所に不利になりやす取組が進んでいる産地においては、成果目標のオント積み上げが穏めて、日難であり、事業保保所に不利になりやすり状況にある。そのため、流通の多様化及び産地の実情に対応した共同選果機械施設等の整備については、高品資化及び販売の高度化等の取組が進んでいる成熟した産地が不利になることがないよう、事業保保要件や成果目標の見直しが必要。	
301	B 地方に対する 規制緩和	農業・農地	金の実施要領の交付対象要件等の緩和	内におけるBSEの監視体制を 維持するためにも、 ()消費・安全対策交付金の実施 要領第7の施設整備等の一般的 基準において、BSE検査に係る 関連施設に限り、補修費及び既 存施設の更新も交付対象とする こと。 (2)消費・安全対策交付金の中の	死亡牛のBSE検査開始から10年以上が経過し、死亡牛の一時保管施設や処理施設の老朽化が進んでいる。 死亡牛からBSE検査材料を採取し、検査結果が判明するまでの間、死亡牛は腐敗防止のため、一時保管施設内の冷凍コンテナに収容されるが、保管中に死亡牛から発生する硫化水素ガスが冷凍器の冷却管を腐食し、ガス漏れを起こすため、耐用年数は一般的な冷凍コンテナに火、極端に短い状況にある(約3年)。冷凍コンテナが使用不能に陥ると、死亡牛のBSE検査と適正処理の実施に支障が生じることとなる。また、鹿児島県内の化製場に整備された牛処理専用ラインについては整備から12年が経過する中で、死亡牛のBSE検査実施後に、死亡牛を適正に処理するためには、頻繁な補修等が必要になっている。	に対する支援が十分に行われることで、適切な死亡牛のBSE検査・処理体制を維持し、適正な検査実施が確保される。このことで、将来にわたってBSE対策の有効性を確認することが可能となり、我が国のBSEステータス維持と安	消費•安全対策交付金		九州地方知事会	1 地海県、京県 海南府	○死亡牛のBSE検査開始から10年以上が経過したため、死亡牛の一時保管施設や処理施設の老朽化が進み、死亡牛BSE検査を継続するためには大規模な改修が必要となっている。BSE施設は消費・安全対策交付金(ハード)の対象とされているが、採択されるためには診断の高度化・迅速化、ハイオセキュリティーの確保が必要とされている。しかし、BSE施設に必要な機能は、死亡牛からのBSE検査を料料の疾取、検査結果判明までの死亡牛の冷蔵保管をびBSE免生時の焼却処分であるため、採択要件を満たすことが困難となっており、機能維持のための補修費や既存施設の更新も対象とすることが必要である。 ○当県においても、H14年度とH17年度に整備したBSE検査に係る採材施設や保管施設の修繕に毎年多額の経費を要している。 ○当県においても、死亡牛のBSE検査にかかる保冷施設は10年以上経過し、施設を冷却するユニットクーラーは、死亡牛の腐敗性ガス(硫化水素・アンモニアガス等)の発生により、配管等の腐食が逃亡と上に伴う冷却がス漏れで冷却不能に陥らないよう、約3年間隔で修繕や更新を行っている。ユニットクーラーが故障した場合、死亡牛の腐敗が進み、悪臭や衛生害虫の発生等により近隣住民に不快感を与えかねないため、本機の定期的な交換は必要である。当該検査は、牛海線状臓症対策特別措置法に基づ(検査であり、死亡中のBSE核査を経験していぐため、開連施設の維持管理に要する経費も消費、安全対策交付金による助成対象とすべきである。○当人の当場の方と、冷蔵庫については部分的な神経により対応しているが、将来的には更新する必要がある。年間200頭程度の一時保管が必要であり、他能数で付替するととはできない。 ○当集の方と、冷蔵庫については部分的な神経により対応しているが、将来的には更新する必要がある。年間200頭程度の一時保管が必要であり、他能を発し、死亡牛の多に検査を動きためにでいる。持二一時保管施設であり、後継で新述を発し、死亡年のBSE検査を持ったしているが、影響から発生する硫化水素ガスの影響で冷却装置の弁やガス管の腐食による冷却機能の低下・停止のため、これまでも結整が頻繁に行われており、適正なBSE検査を解析は表する下のいる。持二にから次のは高上数であると検査を解析が発気にあるが表が表がある。そのでは発生を表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が進め、表で表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表	

## 国土交通省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理	提案区分	提案事項	*47#8000	B. 4. 4. 4. 10. 10. 10. 10. 10. 10. 10. 10. 10. 10	制度改正による効果	10 hour A	<b>制度小配件 服体内心</b>			<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
番号区分	分野	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	団体名	支障事例
29       B 地方に対す         規制緩和	る。土木・建築	付金(防災・安全交付金事業)の要件の緩和	削」と同様に「改良工事」に該当	本県内を縦断する熊野川の支流では、紀伊半島大水害とその後の台風等により土砂が堆積し、治水安全度が低下している。さらに、本県は内陸部であるが、毎年台風旅場を受ける地域であり、平成25年台風18号等で新たな土砂が発生し、その後も台風時に限らず、多量の土砂が堆積し、治水安全度の低下が続いている。特に神納川においては紀伊半島大水害後に災害復旧事業として堆積土砂の撤去を行ってきた。しかしながら、県単独の費用で点検を行いながら堆積土砂・地去工事を行っているが、断続的に多量の土砂が堆積している現状であり、平成17年度の堆積土砂の除去に要する費用は、約1.5億円となり近隣自治体と比較して負担が大きいものとなっている。 【制度改正の必要性】毎年度県単独事業での実施の場合、流域内で工事できる箇所が特定され、堆積する土砂を効果的に除去することができない。安全な河川断面を確保するために、交付金による財政支援を受け、堆積土砂の除去を迅速に行うことが必要である。	また、改修済である区域についても安全な流域空間の確保及び良好な河川 空間の形成により、住民の憩いの場の提供や観光客増加などストック効果が	付金交付要綱		奈良県	山日奈川県 京市、田田 東京 東京 本語 医二角	○ 本県でも、管理する多くの中小河川で、河積阻害の要因の土砂堆積について、すみやかな土砂の撤去を望む県民 の声に対して、県単独費により継続的に行っていますが、多くの部分で対応出来ていない状況。河川内の堆積土砂の 撤去について、交付金による財政支援が行われれば、より適切な河川管理が図ることがことが可能となる。 ○ 本市は、中川・綾瀬川流域に位置し、周辺の地域に比べてお皿の底のような地形であり、河川の配が緩やかである
規制緩和		要件の緩和	宅整備における災害公営住宅の適用要件(全国一律の減失戸数)について、被災の状況や財政力など自治体の実情に応じた基準となるように要件緩和を行う。	災害公営住宅の要件は、全集戸数を基本に全国一律の滅失戸教となっており、局地的な災害においては、国庫補助における災害公営住宅の扱いとならない場合があり、財政力の弱い小規模自治体が十分な対応ができない場合がある。 【長野県神城断層地震による事例】 〇平成26年11月26日 震度6弱の地震が発生し、白馬村及び小谷村で、住家等の被害が大きかった。 〇震災後、早期の生活再建及び地域の再生を図るため、公営住宅の建設を検討するが、局地的な災害であったため、災害公営住宅の要件(1市町村の区域内で200戸以上若しくは1割以上)に該当できなかった。 ・白馬村 全壊 42戸(世帯数の約1. 2%)・小谷村 全壊 33戸(世帯数の約1. 2%)・小谷村 全壊 35戸(世帯数の約2. 7%) 〇長野県では、小規模市町村の財政負担を軽減し、被災者の生活再建と地域の再生を円滑に行えるよう、通常の公営住宅の国庫補助率と災害公営住宅(一般災害)の国庫補助率との差を助成する嵩上げ補助を創設し、支援を行う。・白馬村 公営住宅18戸(県補助 うち12戸) H28年度建設・小谷村 公営住宅8戸(県補助 うち2戸) H27年度建設(一部繰越し)	に繋がる。	項			越市、奈良県、西条市	少ない場合、国庫補助における災害公営住宅の扱いとならないため、財政力の弱い小規模自治体が十分な対応ができない。 ○ 平成23年9月の紀伊半島大水害では、南部の小規模市向村が大きな被害を受けた。当時の被害は、場所によっては、既存集落が崩壊するような大災害であったが、災害公営住宅の適用要件には適合せず、一般対策事業により、災害復興を進めているところである。 ○ 本県の南部東部地域の小規模市町村で災害が起こると、一つの集落がなくなるほどの災害であっても災害公営住宅の適用要件には該当せず、集落の崩壊や過疎の更なる悪化となることから、自治体の実情に応じた基準が求められる。 小規模市町村の財政負担を軽減し、早期の被災者の生活再建と地域の再生に繋がる。
107 B 地方に対す 規制緩和		持改善事業費補助金 (離島航路運営費補 助金)の要件緩和	業費補助金交付要綱において、 離島旅路運営費補助金の交付 要件として一航路につき唯一の 事業者が運航するものに限定さ れています。二以上の複数事業 者が競合する場合においても補 助金の交付対象となるよう制度 の緩和を要望します。	現在姫路市には、一航路二事業者で運航している離島航路が二航路有ります。 当該航路は、家島諸島の急激な人口減少により利用者が減少しており、このような状況の中、各事業者は経営努力により現在まで当該航路を維持してきました。安定した航路の運航を図るため、過去に合併協議等はあったようですが、折り合いがつかず不調となっており、現在も進展はない状況です。この状況が続けば、各事業者が経営努力の限界まで運航し、同時期に撤退するといった可能性が懸念されます。	安定した生活交通を確保することが可能となります。	持改善事業費補助金 交付要綱第29条第2 項		姫路市	愛媛県	○当県では、麓島航路に係る国庫補助制度の要件緩和について、平成29年度の国の施策等に関する提案・要望において、以下の要望を行っているところ。地域が維持すべきと認める生活施路については、他に代替を指移が立い流路に限るという要件を緩和し、唯一航路に増じて国の補助対象として認定すること。島嶼部で構成される地域において通勤や通院などに活用される重要な生活施路であることがかわらず、唯一航路ではいために国庫補助の対象がとなっている離島航路については、関係自治体による船舶の無償資すや連筋が損やの補助を支出等が行われている。しかしながら、人口減少や近隣自治体が架橋で本土と接続されたこと等により利用者の減少が続き、航路事業者の欠損が拡大する中、自治体の財政負担も重くなり、減便で対応せざるを得ない状況が生じるなど住民生活にも影響が出ている。
129 B 地方に対す 規制緩和	る 土木・建築		業の建設助成費について、対象 が「危険住宅に代わる住宅の建 設(購入を含む)」となっており、 中古住宅(空家等)を購入してリ	当該事業については、平成27年度から中古住宅に関連した相談を受けるよう になってきている。 加えて、先般の熊本地震により、がけ地等の危険区域からの移転を考える住 民は増えると思われるため、行政としても何らかの支援する取組みが必要と感じ		社会資本整備総合交付金交付金交付要網	国土交通省	熊本県	山形県、京都府	